

岡山大学校友会サークル 新設要項

(平成7年12月12日 幹事総会決定)
(改正 平成16年2月10日 幹事総会決定)

- 第1 校友会に新設サークルとして加入するためには、まず、文化会・体育会に準加入しなければならない。文化会・体育会に準加入するためには、「岡山大学校友会サークル公認資格要項」に定める要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たすことを要し、書面により総務委員会に届け出るものとする。
- 一 現存する加入サークルの目的及び活動と一致しないこと。
 - 二 発足（岡山大学学部共通規程第9条の手続きを経たもの。）後、2年以上活動したサークルであること。
 - 三 構成員資格を全学生に開放し、入学から4年以内（医学部・歯学部は6年以内）の本学学生10名以上で構成されていること。
 - 四 政治活動や宗教の布教活動などの目的を持っているとみなされないこと。
 - 五 その他文化会・体育会において定められている要件に合致すること。
- 第2 上記の要件を総務委員会において審査し、幹事会の承認が得られた場合、文化会・体育会の準加入サークルとして認められる。
- 第3 準加入サークルは、校友会サークルとして最低1年間の活動期間を要し、総務協議会において資格審査を経た後、幹事総会の3分の2以上の賛成が得られた場合（岡山大学校友会会則第33条第1項ただし書き）、校友会の正式加入サークルとして認められる。
- ただし、幹事総会で承認が得られなかった場合、準加入は、取り消されるものとする。
- 第4 準加入サークルは、正式加入サークルとして認められた後、サークル援助金及びBOXの申請ができる。
- 第5 幹事総会は、校友会公認サークルの新設を決定した場合（岡山大学校友会会則第33条第1項ただし書き）、全学に公開するとともに、学長に届け出るものとする。

岡山大学校友会サークル 公認資格要項

(平成7年12月12日 幹事総会決定)
(改正 平成16年2月10日 幹事総会決定)

(構成員)

- 第1 その団体活動に積極的に関わっている、入学から4年以内（医学部・歯学部は6年以内）の本学学生5名以上で構成する団体であること。
- ① 団体結成・継続届に記入する責任代表者5名は、他サークルとの兼任を認めない。
 - ② 「積極的に」とは、名前だけ貸し、実際には活動していない構成員（幽霊部員）は含めないという主旨である。

(顧問)

- 第2 本学教員である顧問を有していること。（岡山大学学部共通規程第9条に規定する団体の結成手続において顧問教員に同意した教員とする。）
- ① 団体結成・継続届の署名捺印があっても、顧問を撤回する意志を表明した時点で、それは顧問とは認めない。

(資格要件の喪失に伴う資格審査)

- 第3 上記1,2の要件を満たさなくなったサークルは、直ちに所属する会の総務委員会に書面をもってその旨を通知しなければならない。通知を受けた総務委員会は、その旨を他方の総務委員会に連絡し、総務協議会を経て、幹事総会において資格審査を行い、出席者の3分の2以上の賛成があれば当該年度（翌年5月末日まで）限り、公認剥奪処分を保留することとする。当該年度内に資格要件が改善されない場合は、公認剥奪とする。

(公認剥奪処分と部室使用)

- 第4 幹事総会の資格審査において公認剥奪となったサークルは、1週間以内に部室を退去しなければならない。なお、幹事総会において特別に認められた場合は、部室の継続使用はできるものとする。ただし、部室の継続使用は、当該年度限りとする。

(廃止の公開)

- 第5 幹事総会は、校友会公認サークルの廃止を決定した場合（岡山大学校友会会則第33条第1項ただし書き）、全学に公開するとともに、学長に届け出るものとする。